「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」の開催について

1 検討会の目的

国立病院機構及び労働者健康福祉機構は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、平成26年4月より新たな法人制度に移行するとされている。

このため、国立病院及び労災病院が、その使命を果たし、機能を最大限発揮 し、国民医療の向上に寄与することができるよう、従来の独立行政法人制度と は異なる新しい法人制度の在り方を検討する。

2 主な検討内容

日本の政策医療等を担う国立病院及び労災病院にふさわしい新しい法人制度を構築するため、

- (1)社会や医療ニーズの変化に対応した病院運営の在り方
- ②法人の経営努力を促進する財政運営の在り方
- ③目標・評価の在り方
- 4)国民目線での情報公開・発信の在り方
- ⑤将来の統合も視野に入れた具体的な検討 等について検討する。

3 検討会の構成員

別紙参照

4 事務局

事務局は、両機構の協力を得て、医政局国立病院課(国立病院機構管理室) 及び労働基準局労災補償部労災管理課で担うものとする。

国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会構成員

(氏 名) (役 職)

で とう あき ひさ 伊藤 彰 久 日本労働組合総連合会生活福祉局長

いわ むら まさ ひこ 岩 村 正 彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

かじ かわ とおる 梶 川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表

さい とう ひで ひこ 齋 藤 英 彦 国立病院機構名古屋医療センター名誉院長

たか はし のぶ ぉ 高 橋 信 雄 JFEスチール株式会社安全衛生部長

□ xが い りょう ぞう □ 永 井 良 三 自治医科大学学長

なつ め まこと 夏 目 誠 成田国際空港株式会社代表取締役社長

カた なべ しゅん すけ 渡 辺 俊 介 東京女子医科大学医学部客員教授

◎ … 座長

平成24年6月27日現在

五十音順、敬称略

検討状況及び今後の予定

- ●第1回【平成24年3月30日 9:00~11:00】
 - ①座長の選出
 - ②検討会の趣旨及び進め方について
 - ③国立病院機構からのヒアリング
 - ④労働者健康福祉機構からのヒアリング
- ●第2回【平成24年5月17日 10:00~12:00】
 - ①国立病院の使命、役割、業務等
 - ②その他国立病院個別の課題
 - ③労災病院の使命、役割、業務等
 - ④その他労災病院個別の課題
- ●第3回【平成24年6月26日 13:30~15:30】
 - ①将来の統合も視野に入れた具体的な検討
 - ②目標・評価の在り方
- ●第4回以降
 - ①病院運営のあり方
 - ②説明責任・透明性の在り方
 - ③論点整理 等

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

【労働者健康福祉機構】

- 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。
- 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療 法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の 実現を目指す。
- 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国 との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防 止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。
- 固有の根拠法に基づき設立される法人とするに当たっては、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定する。
- 国立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。

【国立病院機構】

- 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。
- 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療 法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の 実現を目指す。
- 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国 との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防 止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。
- 固有の根拠法に基づき設立される法人とするまでに、職員の非公務員化に伴う問題の解決に向け た所要の調整を行う。
- 労働者健康福祉機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。